月２回発行　2017年1月1日／毎月1・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2273号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

クイズで指差し呼称を教育

写真から間違い見つける

竹中工務店横浜支店（仮称）武蔵小杉三丁目計画作業所

特集Ⅱ

保護具活用の新たな切り口

小野　宏逸

ニュース

技能実習生向けに教本

日整連　安全作業へ「正しい服装」示す

WEB 版はカラーでご覧になれます!!
WEB 登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825
メルマガも配信中です！

No.2273
2017
1/1

社労士が教える 労災認定の境界線

＜執筆＞
一般社団法人ＳＲアップ21　東京会
社会保険労務士　表参道ＨＲオフィス
所長　山本　純次

第234回

従業員が自社の社長宅改修を指示され被災

■ 災害のあらまし ■

埼玉県の建設業Ａ社のＢ社長は本社近くに自宅を構えている。従業員Ｃは終業後、直属の上司からＢ社長の自宅のリフォームを手伝いに行くよう指示された。Ｃは上司からの命令のため時間外にも関わらず社長宅で作業をしていたところ、運んでいた家具が倒れて下敷きとなり、頭部を損傷し全治３週間のケガを負った。

■ 判断 ■

通常、労働災害は業務起因性と業務遂行性を鑑みて判断するため、業務外である私的行為についての行動は、業務逸脱中の行為として労働災害として認定されない。しかし、今回のような業務に関しては会社の本業での業務ではないが、本業との関連性が強く認められる業務であること、社長からの指示を受けた上司からの命令であり、従業員が断ることができない業務であったと考えられることから、上長からの業務指示による行動ということで業務遂行性が認められ、**業務上**災害とされた。

■ 解説 ■

業務災害における労働災害の判断基準では、大原則として、業務に起因して起こったものであるか、業務を遂行する際に起こったものであるかという判断が前提となる。その中で、業務に起因する範囲がどこまでになるかの判断が重要になる。通常、業務時間外に個人的な事由で業務外の行動をしている場合は、業務の逸脱として、その期間中に起こった災害は業務起因性と遂行性が認められず業務外とされる。ただし、この逸脱における行為が業務に起因する場合や、暗黙の業務指示があったものである

場合は、労働災害として認定される可能性がある。

今回のケースでは、C の行動としては、業務外のものではあるが、B 社長からの依頼を受けた上司が直接指示をし、社長の依頼のため断り切れない外観ができあがっていた。社長の個人的な依頼という私的な行為ではあるが、従業員としては、社長の指示による業務であるということは、労働性が問われて然るべき状況になっていたといえる。

また、その業務を行っている間は残業時間として申請し認められていたこともあり、業務としての色彩が強いと判断された。加えて、本業で建設業を行っている会社であり、リフォームは通常のサービスでの周辺業務ということもあり、本業との関連性も強く結び付けられた。そのため、業務時間外での社長の私用における行動であっても業務に関連する行動と紐づけられ、労災として認定される結果となった。

一方この業務指示を出した社長について、管理責任は問われないのかというところも論点となる。通常、労災が発生した際に、その発生が第三者の行為による場合は第三者行為届を提出したうえで、労災を起こした要因である第三者に労災支給分を国から後日請求をする（求償）流れとなる。今回のケースでは、社長の業務指示ということもあるが、災害を直接的に起こした要因ではないので、第三者として考慮するのは難しいと判断される。

ただ、このような社長宅での業務が恒常化しているようであれば、社長宅を労働保険の事業所として認定しなければならないという判断をされる可能性も出てくる。その他、もし残業代を支払っていない場合は、サービス残業としての問題も発生する可能



性がある。そのため、私用での業務依頼とはいえ、使用者と労働者という関係性から考慮すると、業務行動の範疇に入ると判断されることが濃厚となるため、労災以外の事項でも注意が必要である。

もし別のケースで、社長が本業と全く異なることを依頼した場合に労災と判断されるどうかであるが、例えば、不動産業の会社で、社長の家の庭の掃除の手伝いをしていた際の災害となると、関連性があまりにもないため通常は労災として認められない可能性が高い。ただ、この際もどういった業務指示があり、どのような外観となっていたかを個別にみていく必要がある。

今回のようなケースでは、社長の私用ではあるものの、「本業に付随する業務で上司の指示がある業務」という観点から労災として認められたという特殊な案件と考えるのが適当である。

業務災害の判断としては特殊なケースで判断が難しい部分があるため、業務災害としての認定の可能性を現場の状況や当日の業務指示の有無などを確認したうえで、早めに専門家などに相談し、労災申請の手続きを実行することが望ましい。

◇ SR アップ 21：www.srup21.or.jp

月２回発行　2017年1月1日／毎月1・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2273号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

クイズで指差し呼称を教育

写真から間違い見つける

竹中工務店横浜支店（仮称）武蔵小杉二丁目計画作業所

特集Ⅱ

保護具活用の新たな切り口

小野　宏逸

ニュース

技能実習生向けに教本

日整連　安全作業へ「正しい服装」示す

WEB 版はカラーでご覧になれます!!
WEB 登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825
メルマガも配信中です！

No.2273
2017
1/1